

2008年2月5日

三酸化アンチモン – 欧州リスクアセスメント間もなく終了

EU加盟国技術専門家会議が、三酸化アンチモンの環境リスクアセスメントについて最終審議する為に2007年12月4日に開催されました。三酸化アンチモンについて、大きなリスクは確認されず、今後、これ以上の試験は行われたい予定です。
特に、土壌、水、大気並びに二次毒性についてリスクは確認されませんでした。

欧州のある三酸化アンチモンメーカーにおいて、底質への排出リスクが指摘されました。この工場からの排出量は低レベルであり、また、工場廃棄物の排出プロセスの改善によって年々減少していることが確認されています。繊維産業に所属する複数の会社からの情報提供が不十分であった為、予防原則に基づいて、それらの繊維工場において底質のリスクありと位置づけされました。しかしながら情報提供のあったその他全ての産業分野(繊維産業を含む)においては底質への排出リスクは確認されませんでした。その結果、技術専門家会議は、三酸化アンチモンについて環境リスクが存在する場合に割り当てられる環境リスク分類を割り当てないことに合意しました。

産業界及びEU加盟国は、三酸化アンチモンのリスクアセスメントの環境部分の最新報告書案に対して、2008年3月1日までに書面にて意見書を提出します。そのあと環境報告書は最終の検証を経て2008年夏前に確定します。

リスクアセスメントのヒト健康部分は、2008年2月末迄にEUにおける担当国(スウェーデン)によって修正され、2008年4月の技術専門家会議で最終審議される予定です。
三酸化アンチモンが消費者にとってのリスク、あるいは環境経路で暴露するリスクは確認されませんでした。また三酸化アンチモンは生体内 (in vivo) では有毒でも生殖有毒でも遺伝有毒でもありません。

しかしながら、三酸化アンチモンはアンチモンを取扱う労働者に対して皮膚を刺激します(欧州のラベル分類でR38)。三酸化アンチモンは現在、発癌性カテゴリー3(注)に分類 – より敏感な雌ラットのみがいくらかの反応を示す – されており、米国国家毒性プログラム(NTP)が実施する2ヶ年の研究で発癌性の基本的なメカニズム(閾値)が明確になります。

三酸化アンチモンのREACH登録については、国際アンチモン協会の管理の下で十分な準備が進められています。REACH登録の為に必要な研究の大半は欧州リスクアセスメントへの準備の一環として既に行われています。このアセスメントにおける「リスクなし」という結論は、三酸化アンチモンをREACHの下で「認可」に導くこととなります。

REACHの要求を満たす為に、国際酸化アンチモン協会は2008年1月、対象をアンチモン化合物全般に拡大し、名称を国際アンチモン協会(i2a)に変更しました。

第一回目のアンチモンREACHコンソーシアム会議は2008年1月30日、アントワープで開催されました。入会希望者は2008年3月31日までに：www.iaoia.org/reach.htmに登録することによりコンソーシアムに加入することが出来ます。

-以上-

(注) ヒトに対し発癌性・変異原性・生殖毒性の可能性があるが、(発癌性・変異原性・生殖毒性の疑いがある)カテゴリー2に分類するには情報が十分ではない物質または化合物。